

2 教学発第 10300 号  
令和 2 年 5 月 21 日  
( 公 印 省 略 )

大田区にお住まいの保護者の方へ

大田区教育委員会  
学務課長 柳沢 憲一

緊急事態宣言延長に伴う就学援助費受給申請書の提出について (通知)

大田区では、ご家庭の事情に応じて、学用品費等学校でかかる費用の一部を援助しています。緊急事態宣言延長に伴う対応を下記のとおりお知らせいたします。  
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 緊急事態宣言延長に伴う対応  
通常は申請した月からの認定・就学援助費の支給となりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考慮し、令和 2 年 6 月中に申請され、認定となった方については令和 2 年 4 月分から就学援助費を支給する特例対応を行います。
- 2 提出期限  
令和 2 年 6 月 30 日 (火)
- 3 提出方法  
下記のいずれかの窓口までご提出ください。  
① 各小中学校担当窓口  
② 学務課学事係窓口  
※②の場合、郵送での提出も受け付けております。
- 4 その他  
就学援助制度や認定に関するお問い合わせについては、下記担当までご連絡ください。

(問合せ先)  
大田区教育委員会  
学務課学事係  
電話 5744-1429 (直通)  
〒144-8623  
東京都大田区蒲田五丁目37番1号  
ニッセイアロマスクエア5階